

## 利用規約（会員）

### 1. 会員が利用できるサービス

本会の正会員（個人）および学生会員は、以下のサービスを無料で利用することができます。

- 1) 利用者本人の CPD 記録を本会のデータベースに登録することができます。
- 2) 本会が登録した CPD 記録（自動登録）および利用者本人が登録した CPD 記録（自己登録）をインターネットから確認することができます。
- 3) 利用者本人の申請により、CPD 記録の登録証明書（「CPD 記録登録証明書」※）を発行する際に、CPD 記録の内訳表をダウンロードすることができます。

※ 「CPD 記録登録証明書」は有料です。

### 2. 会員証（磁気カード）の使用

講習会、シンポジウム等の参加を会員証（磁気カード）により記録する際には、必ず利用者本人が使用して下さい。他人が代行する等の不正が判明した場合には、利用できるサービスを停止することがあります。

### 3. 登録された CPD 記録の取扱い

- 1) 本会は登録された CPD 記録を利用者本人の同意を得ないで、第三者に開示または提供はいたしません。
- 2) 利用者本人の指摘により、本会が自動登録した CPD 記録に誤りがあると認められた場合には、速やかに記録の訂正を行います。また本会が誤りを見つけた場合には、本会は利用者本人の同意を得ないで記録の訂正を行います。
- 3) 利用者本人が会員の資格を失った場合や自己登録された CPD 記録に虚偽の申告に基づくものが見つかった場合には、利用できるサービスを停止します。また、既に登録された CPD 記録を取り消すことがあります。
- 4) 利用者本人から「継続教育記録登録証明書」の申請があった場合には、本会は登録された CPD 記録の内容確認を行います。その際に、本会が誤りを見つけた場合には、本会は利用者本人の同意を得ないで記録の訂正を行います。
- 5) 登録された CPD 記録について、サンプリングによる監査を実施することがあります。その際は、エビデンスを提示していただくことがありますので、必要最小限の参加記録等を保管しておいて下さい。

(2023 年 4 月 1 日 土木学会技術推進機構)